

令和5年5月2日

保護者様

養父市教育委員会

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記のことにつきまして、国・県の通知を踏まえ、5月8日より下記のとおり変更します。
つきましては、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 学校教育活動について

- ・平時においては、健康観察、換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等を行いつつ、**教育活動を行います**。また、学校給食の場面においては、**「黙食」は必要なし**とします。
- ・**感染流行時には、活動場面に応じて**、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える、児童・生徒同士が触れ合わない程度の身体的距離を確保するなど、**一時的に対策を講じる**ことがあります。

2 マスクの着用について

- ・平時においては、**着用を求めません**。
- ・**感染流行時には、児童・生徒に着用を促す**ことがあります。

3 健康観察について

- ・引き続き、児童・生徒の健康状態の把握にご協力ください。毎日の体温チェック・提出等は不要です。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の**普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養させてください**。

4 児童・生徒が新型コロナウイルス感染症患者となった場合

- ・**速やかに学校に連絡**してください。
- ・出席停止の期間は、**「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」**を基準とします。
- ・登校を再開するに当たっては、陰性証明を提出する必要はありません。
- ・出席停止解除後、**発症から10日を経過するまでは、マスクの着用**をお願いします。子どもたちの間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。

5 同居している家族が感染した場合や症状がある場合

- ・濃厚接触者の特定は行われなことを踏まえ、同居している家族が感染した場合や、同じく家族に発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合であっても、**新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない児童・生徒については、出席停止の対象ではありません**。

6 学校の臨時休業（登校停止）について

- ・従来のインフルエンザ等の感染症と同様、感染が拡大している場合、臨時休業することがあります。

お問い合わせ先

養父市教育委員会子ども学び課

電話079-664-1627